

令和2年第3回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

田中 康治

押印掲載
を省略

1 日時 令和2年 11月 12日(金) 10時00分～ 11時40分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

田中 康治 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

財政局 財政部 契約課 管理係長

都市整備局 技術管理室長

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

水道局 総務部 財務課長

水道局 総務部 財務課 契約係長

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

水道局 給水部 北管路整備課長

水道局 浄水部 施設課長

水道局 浄水部 施設課 電機係長

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長

ガス局 総務部 財務課長

ガス局 製造供給部 建設課長

加藤 康弘

大場 剛典

岡部 圭子

吉田 光宏

佐々木 健雄

高橋 賢

根本 大助

佐藤 宏之

佐藤 勝則

大槻 武

鈴木 博春

千葉 和宏

小松 淳

大内 盛徳

5 会議の経過

【1】 開会

【2】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 田中 康治 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P. 2～P. 23) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P. 24) に基づき説明。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回は、令和2年4月1日から6月30日まで契約した、予定価格1,000万円以上の案件が対象である。</p> <p>総契約件数は145件である。昨年同期は137件であり、総契約件数としては8件増加している。制限付き一般競争入札の件数が8件増加しているが、水道局の配管工事が増えている。管の老朽化に伴い、今年度より管の更新工事が増加していることによるものと考えている。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は0件、制限付一般競争入札は134件であり、内訳は市長部局112件、水道局15件、交通局3件、ガス局4件である。</p> <p>(資料P.2～P.16参照)</p> <p>指名競争入札は、合計5件であり、市長部局4件、市立病院1件である。</p> <p>(資料P.17～P.19参照)</p> <p>随意契約は6件であり、内訳は市長部局1件、水道局1件、交通局2件、ガス局2件である。</p> <p>(資料P.20～P.23参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回対象となる期間(令和2年7月1日～令和2年9月30日)における指名停止案件は2件、水道局1件、市長部局1件である。</p> <p>No.1は三豊工業(株)である。指名停止事由は、水道局が平成27年2月に発注した、「水管路建受第26-72号 口径50・400耗上愛子字松原地内送水管移設工事」において、粗雑工事があったためであり、2月の指名停止としたものである。</p>

		<p>令和元年6月9日に、青葉区上愛子（宮城広瀬体育館付近）において、当該工事で施工した一部で漏水事故が発生した。漏水原因を究明するために、漏水箇所を解体して検証したところ、規定通りの施工がされなかったために管が抜け出し、漏水に至ったと推定されるとの結論に至ったことから、粗雑工事として指名停止とした。</p> <p>No.2は春山建設(株)である。指名停止の事由は、宮城県発注の工事において、作業員の負傷事故が発生させたことが、労働安全衛生法違反として、仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたというものである。</p> <p>宮城県発注の工事において、平成28年9月9日に、ダンプトラックに鉄板を積み込む作業中に荷台上にいた作業員が鉄板と一緒に倒れ、ダンプと鉄板の間に挟まれる負傷事故を起こしたことから、平成28年9月15日に仙台労働基準監督署から是正勧告を受けた。その後、平成28年10月20日に、その被災者が死亡したことにより、警察による再度の現場検証等が行われ、平成31年2月1日に、重機を操作していたオペレーターが業務上過失致死罪で仙台地方検察庁に送致された。</p> <p>一連の手続きが終わったとして、令和2年2月4日に当該事業者より、宮城県あてに事故報告書が提出され、その後令和2年6月30日付で本市にも事故報告書が提出され、工事関係者事故として、1月の指名停止としたものである。 (資料 P. 24 参照)</p>
発注件数について	委員	<p>「入札方式別発注工事総括表」によると、昨年度と同様の発注件数である。他の自治体では、新型コロナウイルス感染症の影響があつて、発注に対する要望書などが出ているというニュースも聞くが、仙台市の場合には、この4月から6月にかけて、コロナの影響は少なかった、なかったというふうに考えてよいのか。</p>
	事務局	<p>コロナの影響がなかったと言い切れるかどうかは分からないが、本市としても、業界団体等にも確認し、今後も計画的な発注をお願いしたいという話を受け、4月末に、財政局と都市整備局、経済局の連名で、今後も計画的な発注を行うよう、全庁に向けての通知を发出しており、コロナ禍においても計画的に発注されていたものと考えている。</p> <p>結果として、件数としては減少してないのではないかと考えている。</p>
粗雑工事の原状回復工事の工事事業者と費用負担について	委員	<p>No.1の三豊工業(株)は、漏水事故が発生して指名停止だと思うが、この漏水事故の、原状回復工事のようなものが必要になるかと思うが、その場合は、この指名停止となる事業者が再度工事を行うものなのか。</p>
	事務局	<p>漏水事故が発生した時点では原因が特定できなかったことから、一般的な維持管理部門の方から、修繕事業者に発注し修繕している。</p>
	委員	<p>今回の件は、平成27年の工事から、漏水が見つかるまで期間が開いていた。</p>

		修繕事業者に修繕・復旧をさせたということだが、この費用はどこが持つのか。
	事務局	費用については、三豊工業㈱がすべて負担している。
指名停止期間について	委員	No.2の春山建設㈱だが、工事関係者の事故で、作業員の方が負傷事故が発生させ、被災者が亡くなっている。様々な工事現場で様々な事故が発生していると思うが、大怪我をした方がいたら指名停止期間1月、例えば死亡だったら（指名停止期間）2月、などということがあるのか。
	事務局	No.2の件は、事故の結果は死亡事故ではあるが、労働安全衛生法違反という、その事実を受けて1月の指名停止としているものであり、事故の結果で指名停止の期間が変わるということはない。
	委員	重機のオペレーターが送検されたことや、被災者が亡くなられたということは、こちら側の指名停止の期間に関わるということではないということか。
	事務局	確かに結果が重大だったというところはあるが、事故の結果は指名停止期間の判断基準とはしていない。
	委員	今回の事故の場合、指名停止要綱第8号に該当し、指名停止期間1月以上、2月以下ということだが、2月という場合は、例えばどのような場合を想定しているのか。
	事務局	複数人が事故にあったような時には、2月という形にしている。
	委員	そうすると、被害結果というか、その方の結果ではなく、人数や規模が考慮されるということか。ちなみに過失による粗雑工事の場合は2月以上、6月以下ということだが、6月と判断したことはあったのか。 今回の、No.1の事案の管が抜けるというのは結構な粗雑工事かと思うが、それでも2月だとすると、6月というのは、相当な過失がないと、と思うが。 そもそもそういったものがあったのか、あった場合どのぐらいの過失だったのかということ、参考までに教えていただければと思う。
	事務局	記憶している限りでは6月という最大値を取ったものはない。 個々の案件で、状況を見たときに、粗雑工事等になった場合は、基本的には期間の一番短い方を適用している。幅を持たせてはいるが、実際のところ、最大値を採るというような事案事例は今までは出ていない。基本的には、過去、粗雑工事の発注、対象となった同様の事案の状況を見て判断している。今後、もし短期で足りないというようなケースがあれば、最大期間を適用することは考えられるが、現状としては、短期のみとなっている。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 145 件の工事のうち、金澤委員が事前に抽出し

た「入札方式別発注工事抽出事案」10件を報告。(詳細は資料 P. 25 参照)

2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ① (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁下部工工事 (その2)
(金澤委員抽出)
- ② (市) 南宮北福室線 (福室工区) 道路改築工事 (その2) (蘆立委員抽出)
- ③ (市) 舘国久線国久橋橋梁補修工事 (金澤委員抽出)
- ⑤ 海岸公園 (荒浜地区) 休憩所新築機械設備工事 (金澤委員抽出)
- ⑦ 水施建施 第2020-3号 福岡浄水場排水処理施設更新工事 (電気設備)
(高橋委員抽出)
- ⑧ 川平四丁目地内ガス低圧支管入替工事 (その1) (田中委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「① (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁下部工工事 (その2)」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>国道286号線から河原町駅方面へ繋がる宮沢橋があるが、その北側に宮沢橋の架け替えを予定しており、本工事は、その下部工の工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札、総合評価方式簡易 I 型 (土木型) を適用した。工期は令和2年6月26日から令和4年6月30日までである。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似及び同種工事等の発注実績、工事規模などから、共同企業体の代表者、構成員ともに所在地要件は市内に本店を有すること、格付評点は代表者は1,000点以上、構成員は850点以上の土木工事とした。</p> <p>また、施工実績は、代表者は国または地方公共団体等が発注した橋梁下部工工事の施工実績、構成員は国または地方公共団体が発注した土木工事の施工実績があることとした。</p> <p>入札参加申請者及び入札参加者は1社で、令和2年3月30日に開札した。開札の結果、調査基準価格を下回る入札はなく、令和2年4月13日の総合評価委員会の審議を経て、橋本店・河北建設共同企業体を落札者とした。</p> <p>(詳細は資料 P. 26~29 及び P. 64 参照)</p>
入札参加可能な事業者数について	委員	<p>この案件を選んだのは、審議対象となる145件の案件の中で一番予定価格が高かったからだが、予定価格が一番高いにもかかわらず、1社しか入札がなかったようである。入札参加資格の設定の理由は分かったが、この入札参加</p>

		資格を満たす対象者というのは、何社ぐらいあるのか。
	事務局	代表者の「市内本店・土木工事1,000点以上」の登録事業者は28社ある。構成員の「市内本店・土木工事850点以上」の登録事業者は95社である。
橋梁工事について	委員	この橋梁工事というのは、応札者が少ない工事なのか。
	事務局	橋梁工事について、特段応札者が少ないということはないと考えている。
	委員	この工事は「その2」だが、「その1」は何社ぐらい入札があったのか。
	事務局	「その1」は4社応札があり、「その2」の共同企業体の構成員である橋本店が落札している。
入札時期について	委員	今回抽出した10件は、入札が3月末に行われたようだが、このような工事が一番応札してもらいやすい時期はあるのか。あるとすれば、何月ぐらいが最も競争になりやすいのか教えていただきたい。
	事務局	この案件は契約金額が5億円を超えており、まず議会に付議し、正式に承認を得ないと契約ができない工事である。6月開催の議会で、この工事案件を正式に本契約する、というスケジュールにより、3月の末に入札を行っている。また、河川内の工事のため、水量が増える災害が少ない時期、秋口から冬場にかけて、一度中州に作業用のヤードを作り工事を行い、出水期、台風の時期はそのヤードを1回撤去するという、2度設置と撤去を繰り返さなければならぬ時期にあたる。本案件の工期設定は議会の関連と出水期のタイミングを考慮して決められている。受注しやすいタイミング等については考慮はしているが、今回の橋梁工事の場合はこうした状況もあり、1者入札となったものと考えている。 国においても、工期の平準化を進めており、本市においても、各企業が技術者を配置しやすい時期を考慮した上で、発注時期の平準化に取り組んでいるところである。
	委員	「その1」の落札者が橋本店ということだったが、「その2」に関しては橋本店を代表者とする共同企業体が落札している。何か関連性があるのか、他の事業者が手を挙げづらい状況があるのか。
	事務局	P.64の位置図で、今回の「その2」工事は、3ヶ所設置予定の橋脚のうち、真ん中に位置する部分の工事となる。「その1」は、この広瀬川の左側、川岸に設置している。他の事業者が参加しなかった理由については、推測の域を出ないが、「その1」施工事業者の橋本店は、この周辺環境や近隣対策等で先行しており、他の事業者が、橋本店の方が有利であると判断した可能性がある。

「②（市）南宮北福室線（福室工区）道路改築工事その2」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、高砂市営住宅の西側にある道路の拡幅及び新設の工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札，総合評価方式簡易Ⅰ型（土木型）を適用した。工期は令和2年6月3日から令和3年3月19日までである。</p> <p>入札参加資格として，過去の類似及び同種工事等の発注実績，工事規模などから，所在地要件は市内に本店を有すること，格付評点は750点以上の土木事業者とした。</p> <p>また，施工実績は，国または地方公共団体等が発注した道路改築工事の施工実績があることとした。</p> <p>入札参加申請者は13社，入札参加者は12社で，令和2年4月28日に開札した。総額判断基準価格を下回る入札は5社で，そのうち失格基準価格を下回る入札が4社であった。令和2年5月25日の総合評価委員会の審議を経て，木皿建設（株）を落札者とした。</p> <p>（詳細は資料 P. 30～33 及び P.65 参照）</p>
関連工事について	委員	「その1」については，どこが落札したのか。
	事務局	「その1」については，4社の入札参加申請及び入札参加があり，サイト工業（株）が落札した。
評価項目「企業の施工能力」について	委員	P.33の参加者ごとの評価点のところ，一番最初の「ア．過去4年間における工事成績評定点（上位実績の平均点）」の評点だが，村上建設工業（株）は0点になっている。これは過去4年間に実績がなかったということか。先ほど説明のあった入札参加資格だと施工実績は必要とあるが，これは，過去4年の中に実績がなかったため0点になったということか。
	事務局	その通りである。
入札参加者ごとの評価点について	委員	ここでは，小数点以下の数字まで算出されており，細かい点数がついている。これは平均点が違うのに合わせて，誤差を適切に反映させるために，細かい数字になっているということか。
	事務局	1件目の審議の工事は，今年4月の総合評価制度改正前の基準で審査しており，4月に傾斜配点にする形で改正したため，改正前に7点，6点としていた点数が小数点以下も評価点とすることになったため，この案件以降は，小数第3位まで入っているようになっている。
工事成績評定点と過去の施工実績の算出について	委員	この総合評価の質問にも少々関連するが，村上建設工業（株）が最初の「ア．過去4年間における工事成績評定点（上位実績の平均点）」については0点で，「イ．過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」は，1点とあるので，過去4年間にはないがその前の十年間に実績があったというのは分か

		る。(株)丸鹿は「ア. 過去4年間における工事成績評定点 (上位実績の平均点)」は6点で、「イ. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」は0点となっている。どのような場合にこういった評価になるのか。1点と点数が付くなら分かるが、0点となっており、どのような場合にこうなるのか教えていただきたい。
事務局		<p>評価項目の「ア. 過去4年間における工事成績評定点 (上位実績の平均点)」に関しては、仙台市が発注したものが対象になっている。「仙台市が発注した過去4年間の工事成績の上位実績平均点」ということになり、村上建設工業(株)は過去4年間に仙台市の発注工事の受注実績がなかったため、0点になる。</p> <p>(株)丸鹿に関しては多数受注されており、評価点の満点である6点となっている。</p> <p>「イ. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」については、仙台市だけではなく、国または地方公共団体等が発注した工事のすべてが対象になる。例えば、宮城県が発注した工事や、地方整備局が発注した工事、すべてが対象になるため、村上建設工業(株)に関しては類似工事の実績があったということで1点、(株)丸鹿についてはなかったということで0点となっている。</p>
委員		「イ. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」については仙台市以外の実績を含むということか。
事務局		その通りである。「ア. 過去4年間における工事成績評定点 (上位実績の平均点)」については仙台市発注のみの工事成績の上位実績、「イ. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」については全国的なものを対象に同種工事の施工実績を評価している。

「③ (市) 館国久線国久橋橋梁補修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、秋保総合支所の南側に位置する橋梁の補修工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札、総合評価方式簡易 I 型 (土木型) を適用した。工期は令和2年6月29日から令和3年1月29日までである。</p> <p>入札参加資格は、過去の類似及び同種工事等の発注実績、工事規模等から、市内に本店を有する、格付評点750点以上1,000点未満の土木工事業者とした。</p> <p>また、施工実績については、国または地方公共団体が発注した橋梁補修工事の施工実績があることとした。</p> <p>入札参加申請者及び入札参加者は1社であった。令和2年6月2日に開札したところ、総額判断基準価格を下回った入札はなく、令和2年6月18日の総合評</p>

		<p>価委員会の審議を経て、(株)ナスキーを落札者とした。 (詳細は資料 P. 34～37 及び P. 66 参照)</p>
入札参加資格を有する事業者数等について	委員	<p>この件も応札者が1社ということだが、落札価格を考えると、他事業者との競争があるということ为前提に応札されたのだろうと考えられるが、参加資格を満たす対象となる事業者は何社あったのか。また、この総額判断基準価格というのは開札前に示されないものか。その場合、予定価格の何%が総額判断基準価格になるなど、基準があるのか教えていただきたい。</p>
	事務局	<p>市内本店、土木工事の格付評点750点以上1,000点未満の事業者は133社である。</p> <p>総額判断基準価格については、公告時点では公表しておらず、「工事請負契約による失格基準取扱要綱」により、割合、率については示している。</p>
	委員	<p>この応札者が総額判断基準価格に近い数値を出しているのです、何かそういった目安があり、そうした目安を参考に応札しているのかと確認した。</p>
入札参加者数が少ない理由について	委員	<p>対象となる事業者が133社あるのにもかかわらず、1社のみの参加というのは何か事情はあるのか。本案件は補修工事なので、当初、建設した事業者がどこか、ということも関係あるのか。</p>
	事務局	<p>推測の域を出ないが、他に入札に参加する事業者がなかった理由は、工事の内容というよりは、工事場所が秋保であり、それぞれの建設会社の所在地や、市中心部からの距離が遠いといった理由で、応札が少ない工事だったのではないかと考えている。</p>
橋梁補修工事の入札参加について	委員	<p>橋に関わる工事に関しては、地元の事業者が手を挙げやすく、道路工事に関しては、道路なので同じような建設機械を使って工事が可能ということであり、入札に参加しやすいということか。</p>
	事務局	<p>例えば、案件番号②の工事は、入札参加申請希望者が多い工事ということになるが、これは一般的な土木工事で、道路を作る場合には昔からある施工方法での工事といえる。今回の案件番号③の国久橋のような橋梁の補修工事は最近になり発注されるようになったもので、ここ5年ぐらいの間に多く行われるようになった工事である。国の方針などにより公共施設の長寿命化を目的に行っている事業である。基本的には、過去5年くらいにしか主立った実績がない、施工経験を積んできている事業者そのものの数が少ないということがまずある。また、作業の内容に関しても、下請業者に依存したような施工内容になり、元請業者と下請業者が整っている会社の数が少なかったため、1社入札になったのではないかと考えている。</p>
橋梁補修工事の入札参加状況について	委員	<p>関連してお尋ねしたいが、1社入札でも落札率はかなり抑えられており、総合評価の点数を見てもあまり高い得点ではないので、金額で勝負したという見方もできる。また、先ほど入札参加資格である市内本店、土木工事の750</p>

		<p>点以上1,000点未満の会社は133社あるということだが、総合評価の点数は、まだあまり実績のない工事であることから、今回落札した会社が低いのか、他の132社の参加資格のある会社も大体同じような点数になるのか。</p>
	事務局	<p>市内本店の事業者で750点から1,000点未満の会社が、133社あるとお話したが、その中でも得意な工事が各社様々である。こういった橋の補修工事に関しては得意にしている事業者というのが、あまり多くない状況もあり、全く工事を行ったことがないのに、新たに橋梁の補修工事に参加される事業者というのはあまり見かけなくなっている。</p> <p>今回は、750点から1,000点未満に加えて、施工実績のところ、国または地方公共団体が発注した橋梁補修工事の実績を有することとして入札参加資格を設定している。5,000万円以上の総合評価で入札に参加したことがあり、実績がある事業者が入札に参加してくる想定になり、先ほど申し上げた様々な自社の状況や、下請事業者の状況も踏まえて、入札に参加される事業者が絞られ、結果的に1者入札という状況になっていると推測される。</p> <p>点数については、当案件の落札者の評価点のうち7.58というのは低い部類に入り、地元の事業者だと、大体15点から20点ぐらいは持ち点がある。会社が新しければ新しいほど、実績が少ないので点数が低い、という傾向もあり、当該落札者はあまり仙台市の施工実績に関しても数が多くないということもあって、7.58という点数になっている。</p>

「⑤海岸公園（荒浜地区）休憩所新築機械設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、海岸公園の荒浜地区の敷地内に休憩所を新築する工事である。入札方式は制限付き一般競争入札を適用した。工期は令和2年7月1日から令和3年1月29日までである。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似及び同種工事等の発注実績、工事規模などから、市内に本店を有する、格付評点650点以上の給排水衛生冷暖房工事業者とした。</p> <p>また、施工実績は、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築または改築工事の施工実績があることとした。</p> <p>入札参加申請者及び入札参加者は1社で、令和2年6月17日に開札した。調査基準価格を下回る入札はなく、(株)羽根川設備工事を落札者とした。 (詳細は資料 P. 42～45 及び P. 68 参照)</p>
入札参加可能な事業者数と1社入	委員	<p>これも落札者が1社で、今回の場合は、落札価格と予定価格が同じなので、格付評点650点以上で市内本店の設備会社の数を教えていただきたい。</p>

札の理由について	事務局	市内本店の給排水衛生冷暖房工事650点以上という事業者は148社である。
	委員	140社以上あって、今回この1社のみの参加というのは何か理由があるのか。
	事務局	<p>これも推測だが、延べ床面積200㎡とあまり規模が大きい工事ではないかと思われる。</p> <p>工期については当然建築工事をベースに設定されているが、工期が7ヶ月と若干長いにもかかわらず予定価格が1,000万円台であること、また公園便所という工事内容も不人気の傾向があり、こういった工事の場合は、機械設備工事だけではなく電気設備工事等においても、応札が少ないという傾向が多く見受けられる。</p>
参加要件の緩和について	委員	その点に関連して、仙台市内の企業を育成するという意味でも、仙台市内に本店という制限を付けることは妥当だとは思っているが、あらかじめ応札が少ないと考えられる工事については、「仙台市内に本店を有する」という制限をもう少し緩和するという事は考えられるのか。
	事務局	金額的な要素なども考慮すると、一度は仙台市内本店という形で発注することにはなると思う。条件の緩和については、応札者がなくて不調となり、同じような条件で再度公告をする段階であれば、仙台市内に本店支店、営業所のあること、と緩和を行うことはある。ただし、地元の企業で受注できる中身なのであれば、地元企業育成を仙台市の発注方針としており、まずは地元企業に優先して発注したいという考え方に基づいている。そのため、原則として最初から条件を市内営業所に広げるというのは工事の中身が特殊なもの以外は考えられない。
工期や同時発注の検討について	委員	先ほどのお答えで1社のみ応札の理由として、工期が7ヶ月で、予定価格が1,000万円台で安いと推測されるということだったが、その場合、もう少し、応札事業者を増やすために、例えば、工期を短くするとか、他の工事と併せるなどということを検討することはあるか。結局は、この工事自体早急にやらなくてはいけないことが、この工事が応札が1社のみとなってしまった理由ということになるのか。
	事務局	工事自体も復興工事なので、この年度内に工事を終えたいという思いは、事業所管課の方では持っていると思う。先ほどもお話したように、1回、こういったスタンダードな形でまず発注し、不調という結果になった場合に、委員がおっしゃるように他の工事と併せるなどということは実際行っている。
機械設備工事の応札者数及び落札率について	委員	予定価格と同額で応札してくるということは、入札参加資格がある事業者が148社あるものの入札参加申請希望者が少ないという状況の中で、今回の落札した事業者は落札する自信がある、ということなのか。予定価格と同額

		で入札したというのは、ケースとしてそれほど無いように思える。受注者側の話だと思うが、理由が何かあるのか。
	事務局	予定価格が事前に公表されているということはあるが、当該落札事業者は、他の案件での傾向としては、事前公表している価格付近で応札しており、会社の方針だと思う。
	委員	そうすると、一般的に機械設備工事というのは、予定価格で落札されるケースが比較的多い工事ということなのか。
	事務局	<p>今回の資料の4ページの下段二つと、5ページの中段までが制限付き一般競争入札における機械工事で、今回の案件と同種の給排水衛生冷暖房工事で発注している中身であり、先程来お話のある1社応札などのように、応札者が少ないという傾向があり、こちらの資料の入札参加申請者数のところをご覧いただければ、1社という応札が大体半分近くになるかと思う。</p> <p>また、この案件は落札率が100%となっているが、それ以外の給排水衛生冷暖房工事であれば、大体92%から96%前後という状況である。1社応札だからといって必ず100%ではない。競争性は確保されており、1社応札でも、入札参加者の方々は他社が応札するという可能性も考えて応札をいただいていると、この数字を見る限りでは考えている。</p>

「⑦水施建施第 2020-3 号 福岡浄水場排水処理施設更新工事（電気設備）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、泉区福岡にある福岡浄水場構内において、福岡浄水場排水処理施設の加圧脱水設備の更新に併せ、経年劣化が著しい電気設備を更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札の総合評価、簡易型 I 型プラント型を適用した。入札参加資格は、形式的に必要とされる資格に加え、工事の履行能力を確認するために工事の内容を踏まえた資格を設定した。</p> <p>具体的には、特定建設業の許可を受けていること、仙台市内に営業所を有すること、電気設備工事の格付評点が850点以上であること、平成17年度以降に完成した国または地方公共団体等が発注した電気設備の新設・更新または改良工事について、元請負としての施工実績があること、配置技術者については3ヶ月以上の直接雇用関係があること、以上の資格を設定して、令和2年5月12日に公告をした。</p> <p>入札参加申請書の提出期限である令和2年6月2日までに1社から参加申請があり、令和2年6月10日に、この1社の入札参加による開札を行った。開札の結果、入札金額は予定価格の制限の範囲内で、総額判断基準価格を上回っ</p>

		<p>ていたため、産電工業㈱を落札候補者と決定した。</p> <p>落札候補者となった産電工業㈱より提出された資格審査書類及び総合評価に関する技術資料を、令和2年6月18日開催の技術事項審査委員会で審査した結果、申告内容が適切であったため、落札候補者としていた産電工業㈱を落札者と決定し、契約を締結したものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 50～53 及び P. 70 参照)</p>
入札参加可能な事業者数について	委員	これも応募者が1社なので質問するが、この格付評点の条件を満たす市内営業所のある事業者というのがどの程度あるのか、市内本店の場合はどの程度あるのか。
	事務局	市内に営業所を有している電気設備工事の格付評点850点以上の事業者については、市内本店分も含めて210社、その内、市内本店事業者は42社である。
配置予定技術者の要件及び所在地要件の設定について	委員	配置予定技術者の3ヶ月以上の直接雇用で絞るとどのぐらいになるのか。おそらく、「直接雇用」よりは「3ヶ月以上の直接雇用」の方が、対象者数が少なくなると思うが。
	事務局	各事業者が3ヶ月以上直接雇用の技術者をどれくらい抱えているかについては、各事業者内の情報のため把握しておらず、それを条件にすることによって対象者数がどうなるのかは分からない。
	委員	資料をもらって見ないと3ヶ月以上の直接雇用者がいるかどうかというのはわからないということなのか。了解した。
	委員	この落札した産電工業は市内本店なのか、市内営業所なのか。
	事務局	市内本店の事業者である。
	委員	先ほどの案件については、仙台市内の事業者を育成するために、まずは1回目は仙台市内本店という入札参加資格で公告するという話だったが、今回、この案件の入札参加資格が市内営業所になっているのは、2回目の公告だからなのか。
	事務局	この案件の入札方式欄の総合評価方式の名称をご覧ください、「プラント型」となっている。今回も浄水場のプラントとなっているが、本庁発注の場合と同様に、下水道のプラント等を発注する時には、先ほど申し上げた通り技術的なものを考慮して、仙台市内本店ではなくて仙台市内営業所、という入札参加資格で発注している。通常の給排水の設備を整備する場合は技術力の面で地元事業者だけで十分対応ができるが、下水処理場や水道の浄水場等のプラントなど、大型、大規模なプラント整備の場合、部分的な補修は地元の中事業者の方々でも大丈夫なのかもしれないが、大きく改修工事等を行わなければいけない場合、当初からそのプラント設備を作るだけの能力を持

		った事業者でないと、部分的な補修も対応できないということも考えられる。そのため当初から仙台市内に営業所を有している事業者という条件で、1回目から発注している。
	委員	確かに大規模な工事であればそうなのかなと思う。そうすると、先ほど今回の評定点数で対象となる市内本店の会社が42社あるという話だったが、実際に42社ある中で、この程度のプラント型の工事ができる会社というのはもっと少ないということなのか。42社もあれば、42社の中で選んでも良いと思ったのでお聞きする。
	事務局	点数だけでしか条件は設定できないため、施工実績で審査できるのは入札後資格審査書類の提出後の話となる。この条件設定で公告を出す時には、それぞれの事業者が実際にどの工事の実績を持っているかというのは、わからない状況で公告するため、工事の特殊性等を踏まえた条件設定しかできない。
プラント工事について	委員	今回のように浄水場のような大きなプラントになってくると、ある程度技術が必要だということだが、当初この施設を建設した時に電気設備等を配置した事業者の方が、技術的にその更新作業等がやりやすいといった事情はあるのか。 仮にその場合、以前に当該施設の工事に関わっていた事業者が入札参加申請を出してくる可能性が高くなり、他の事業者はなかなか参加しづらいという状況もあるのではないかと推測できるが、技術的には以前に関わってなくても十分問題なく、有利不利の差がなく対応できるような工事なのか。
	事務局	今回の工事については、今の既存設備を総入れ替えする工事であり、改修や部分的な改造であれば当然委員がおっしゃる通りだとは思いますが、総入れ替えであれば、以前に施工した事業者が有利ということはあまりないと考えている。
	委員	更新前の工事というのはどの事業者が施工したのか。これも今案件と同じ産電工業㈱なのか。
	事務局	電気設備については産電工業㈱、本案件の落札事業者が行っている。
	委員	この工事概要では加圧脱水機設備の更新に併せて、今回電気設備の更新を行うということで、経年劣化が著しいという記載があるが、電気設備は計画的に更新するのではなくて我慢して長期間使い、より大きな規模の工事の時に併せて更新するというのが普通なのか。なぜ、「経年劣化が著しい」という説明が付いているのか。
電気設備の更新時期について	事務局	この工事については、機械設備と電気設備ということで2分割して発注している。機械設備の方がメインで、それに伴って電気設備分を併せて更新することになるため、こういった書き方になっている。
	委員	機械設備の方も、経年劣化が著しい場合、その耐久年数を合わせて、機械

		設備と電気設備は同じ時期に更新するのか。
	事務局	一体で更新する必要があるが、機械設備の老朽化に合わせた形で電気設備も一緒に更新するという形で記載している。
	委員	これらの設備というのは、何年ぐらい持つものなのか。先程話のあった、以前産電工業(株)が施工した工事というのは、いつの工事になるのか。
	事務局	今回が初めての更新であり、福岡浄水場が昭和58年に完成し、そこから使い続けていた。
機械設備の 施工事業者 について	委員	機械設備の方の工事を請負った事業者はどこか。
	事務局	月島機械(株)である。
電気設備と 機械設備の 事業者の連 携について	委員	こちらも1社しか入札参加申請者がいなかったということになるが、機械設備を施工する会社と電気設備を施工する会社で、仕事をスムーズに進めるために、ある程度一緒に仕事をしたことがある会社同士が施工するということはないのか。
	事務局	小規模のものであれば一緒に発注することもあり得るが、これだけの規模のものは別々で入札を行うため、相性が良い組み合わせ、同じ組み合わせになるかは、入札結果による。

「⑧川平四丁目地内ガス低圧支管入替工事（その1）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、川平小学校の南の、青葉区川平四丁目地内における老朽化したガス低圧支管の入れ替え工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札を適用した。工期は令和2年4月21日から令和3年3月12日までである。</p> <p>入札参加資格は、建設業許可の区分は特定、過去の類似及び同種工事の発注実績から、所在地要件は仙台市内に営業所を有すること。名簿記載種目と格付評点は、土木工事又は給排水衛生冷暖房工事の格付評点が650点以上とした。</p> <p>また、都市ガスの低圧本支管工事はガス局から第一種工事人の公認を受けているものが施工可能であるため、ガス工事人の種別としては第一種工事人を参加資格として設定したほか、併せて配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は4社で、1社辞退となり、3社による電子入札を行い令和2年4月9日に開札をした結果、総額判断基準価格を下回っての入札ではあったが、失格基準価格の各構成費目を上回っていた仙台ガス保安工事(株)を落札候補者とし、資格審査の後落札者として決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 54～57 及び P. 71 参照)</p>

配置予定技術者要件の設定基準について	委員	この件だけへの質問ではないが、先ほどの配置予定技術者の条件で、3ヶ月以上の直接雇用と直接雇用ということに関して、実際は後日提出される資料を見ないとわからないということになると思うが、「3ヶ月以上の直接雇用」対象にするのか「直接雇用」対象にするのかというのは何か基準があるのか。
	事務局	発注の金額によって決めている。
	委員	具体的にどのぐらいだと、「3ヶ月以上の直接雇用」なのか。
	事務局	3,500万円以上としている。
入札参加可能な事業者数について	委員	この入札参加事業者の条件として、格付評点650点以上で市内営業所ということだが、これは対象事業者は何社ぐらいあるのか。
	事務局	第一種工事人を要件としており、その場合だと9社になる。
	委員	市内本店のみに限ると何社ぐらいあるのか。
	事務局	第一種工事の事業者はすべて仙台市内本店なので9社である。

「全体を通しての質疑」について

論点等	発言者	発言内容
管更新工事の発注推移について	委員	本日、審議の対象となった工事で、水道管をはじめ「老朽化」という表現が多く入っていたと思う。震災後の工事の件数に比べ、工事の発注が徐々に落ち着いてきてはいる中、今後、管等の老朽化といった案件で工事の発注件数が増えていくのか。
	事務局	皆様に直接水をお配りしているのが配水支管という管だが、老朽化が大分進んでおり、基本計画の中の水道の基本計画の中でも、年間の更新ペースを一年間で27kmから令和11年度までに40kmまで上げていくという計画を立てている。100年に1回更新するようなペースであるが、更新のペースを早めていきたいと考えている。そのため、当然発注件数もこれから増えていくものと考えている。
	事務局	ガス局では、実際にガス漏れ等が起これば緊急保安として、24時間365日対応している。経年管の入れ替えに関しては、リスク評価を行っており、埋設年、故障履歴、地震被害想定地区等を点数づけしており、優先順位をつけ、概ね年10kmを目標に入れ替えをしている。
	委員	これからはストックのマネジメントが非常に大切になってくる。その中で先程来、話にあったが、以前の工事を受注した事業者がいる中で、状況に応じた発注の仕方、競争性や公正性の確保というのは非常に重要になってくると思う。

6 その他

(1) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

①次回の抽出委員は高橋委員に依頼する。

②次回の委員会の日程は、令和3年1月26日15時からの予定である。

7 閉会